第百二十九条の二の四中「第二十条第一号」を「第二十条第一項第一号」に改める。

第百二十九条の二の五第一項第三号ただし書中「かご」を「籠」に改め、同項第七号ただし書中「第百十五条の二の二第一項第一号に掲げる基準」を「一時間準耐火基準」に改め、同号ハ中「き裂」を「亀裂」に改める。

第百三十六条の二の四中「第六十七条の二第六項」を「第六十七条の三第六項」に改める。

第百三十六条の二の十一第一号イ中「第一号後段」を「第一項第一号後段」に、「第六十七条の二第一項」を「第六十七条の三第一項」に改め、同条第二号の表(一)の項中「第二条第九号の二ロ」の下に「、法第二十七条第一項」を、「第百九条の二」の下に「、第百十条の三」を加える。

第百三十六条の二の十二中「第六十八条の二十三第二項」を「第六十八条の二十二第二項」に改める。

第百三十六条の二の十三の見出し中「検査」を「検査等」に改め、同条中「第六十八条の二十四第四項」を「第六十八条の二十三第四項」に、「第六十八条の二十三第二項において準用する法第六十八条の二十一第一項の検査」を「第十五条の二第一項の規定による検査又は試験」に、「検査に」を「検査又は試験に」に改める。

第百三十六条の二の十四第一項中「第七十七条の三十五の二」を「第七十七条の三十五の二第一項」に改める。

第百三十六条の二の十六中「第七十七条の三十五の六第一項」を「第七十七条の三十五の七第一項」に改める。

第七章の七の章名を次のように改める。

第七章の七　建築基準適合判定資格者等の登録手数料

第百三十六条の二の十九中「第七十七条の六十五」の下に「(法第七十七条の六十六第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

第百三十七条中「第六十七条の二第一項」を「第六十七条の三第一項」に改める。

第百三十七条の二中「同条第一号」を「同条第一項第一号」に、「のいずれかに該当すること」を「に掲げる範囲とし、同項の政令で定める基準は、それぞれ当該各号に定める基準」に改め、同条各号を次のように改める。

一　増築又は改築の全て（次号及び第三号に掲げる範囲を除く。）　増築又は改築後の建築物の構造方法が次のいずれかに適合するものであること。

イ　次に掲げる基準に適合するものであること。

(1)　第三章第八節の規定に適合すること。

(2)　増築又は改築に係る部分が第三章第一節から第七節の二まで及び第百二十九条の二の四の規定並びに法第四十条の規定に基づく条例の構造耐力に関する制限を定めた規定に適合すること。

(3)　増築又は改築に係る部分以外の部分が耐久性等関係規定に適合し、かつ、自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃による当該建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーターの脱落のおそれがないものとして国土交通大臣が定める基準に適合すること。

ロ　次に掲げる基準に適合するものであること。

(1)　増築又は改築に係る部分がそれ以外の部分とエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接すること。

(2)　増築又は改築に係る部分が第三章及び第百二十九条の二の四の規定並びに法第四十条の規定に基づく条例の構造耐力に関する制限を定めた規定に適合すること。

(3)　増築又は改築に係る部分以外の部分が耐久性等関係規定に適合し、かつ、自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃による当該建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーターの脱落のおそれがないものとして国土交通大臣が定める基準に適合すること。

二　増築又は改築に係る部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の二十分の一（五十平方メートルを超える場合にあつては、五十平方メートル）を超え、二分の一を超えないこと　増築又は改築後の建築物の構造方法が次のいずれかに適合するものであること。

イ　耐久性等関係規定に適合し、かつ、自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃による当該建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーターの脱落のおそれがないものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものであること。

ロ　第三章第一節から第七節の二まで（第三十六条及び第三十八条第二項から第四項までを除く。）の規定に適合し、かつ、その基礎の補強について国土交通大臣が定める基準に適合するものであること（法第二十条第一項第四号に掲げる建築物である場合に限る。）。

ハ　前号に定める基準に適合するものであること。

三　増築又は改築に係る部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の二十分の一（五十平方メートルを超える場合にあつては、五十平方メートル）を超えないこと　増築又は改築後の建築物の構造方法が次のいずれかに適合するものであること。

イ　次に掲げる基準に適合するものであること。

(1)　増築又は改築に係る部分が第三章及び第百二十九条の二の四の規定並びに法第四十条の規定に基づく条例の構造耐力に関する制限を定めた規定に適合すること。

(2)　増築又は改築に係る部分以外の部分の構造耐力上の危険性が増大しないこと。

ロ　前二号に定める基準のいずれかに適合するものであること。

第百三十七条の七第五号中「第百三十七条の十八第二項」を「第百三十七条の十九第二項」に改める。

第百三十七条の十中「第六十七条の二第一項」を「第六十七条の三第一項」に改める。

第百三十七条の十二第二項中「第六十七条の二第一項」を「第六十七条の三第一項」に改め、同条第四項中「第百三十七条の十八第二項」を「第百三十七条の十九第二項」に改める。

第百三十七条の十四第一号中「第二十条」を「第二十条第一項」に、「建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合における当該建築物」を「第三十六条の四に規定する建築物」に改める。

第八章中第百三十七条の十八を第百三十七条の十九とし、第百三十七条の十七を第百三十七条の十八とし、第百三十七条の十六を第百三十七条の十七とし、第百三十七条の十五の次に次の一条を加える。

（移転）

第百三十七条の十六　法第八十六条の七第四項の政令で定める範囲は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　移転が同一敷地内におけるものであること。

二　移転が交通上、安全上、防火上、避難上、衛生上及び市街地の環境の保全上支障がないと特定行政庁が認めるものであること。

第百三十八条の二中「第六条の三第一項」を「第六条の四第一項」に改める。

第百三十九条第一項中「第二十条」を「第二十条第一項」に改め、同条第四項中「から第三十八条まで」を「、第三十七条、第三十八条」に改める。

第百四十条第一項中「第二十条」を「第二十条第一項」に改め、同条第四項中「から第三十八条まで」を「、第三十七条、第三十八条」に改める。